

よ ね ざ わ
米沢リビングガイド

Yonezawa Living Guide

に ほ ん ご ば ん
(日本語版)



よ ね ざ わ し こ く さ い こ う り ゅ う き ょ う かい
米沢市国際交流協会

リビングガイド目次

I	緊急時の対応	3
1	交通事故と犯罪（ダイヤル110番）	3
2	交番	3
3	急病のとき（ダイヤル119番）	3
4	火事のとき（ダイヤル119番）	3
5	地震	4
II	相談窓口	5
III	重要な手続	6
1	住民登録手続	6
2	住民票	6
3	その他の手続	7
4	在留のための手続	8
5	婚姻・出生・死亡の届出	9
6	はんこ（印鑑）	9
7	健康保険	10
8	税金	11
9	公的年金制度	13
10	マイナンバー	14
IV	日常生活	15
1	住宅	15
2	電気	17
3	水道	17
4	ガス	18
5	電話	19
6	郵便・宅配サービス	20
7	金融サービス	23
8	ごみ	24
9	自動車等の運転	26
V	健康管理・医療	30
1	医療機関	30
2	年号早見表	32

〇はじめに

あづま いいで うつく やまな かこ うえすぎ じょうかまち れきし
吾妻、飯豊などの美しい山並みに囲まれ、上杉の城下町としての歴史をもつ
よねざわ
米沢へようこそ！

がいこくじん みなさま よねざわ せいかつ とまど おお おも
外国人の皆様にとっては、米沢での生活に戸惑うことも多いと思います。そ
みなさま すこ やくだ おも ほん つく
うした皆様に少しでも役立てればと思いこの本を作りました。

ほん よねざわ せいかつ うえ ひつよう し べんり じょうほう
この本には米沢で生活する上で必要な、あるいは知っている便利な情報が
の
載っています。

ほん つか じつようてき みなさま
また、この本をさらに使いやすく実用的なものにするために、皆様からの
いけん ま
ご意見をお待ちしています。

ほんぶんちゆう など れいわ ねん がつげんざい
※本文中データ等は、令和6年8月現在のものです。

よねざわしこくさいこうりゅうきょうかい
米沢市国際交流協会

I 緊急時の対応

1 交通事故と犯罪（ダイヤル 110番）

交通事故や犯罪、泥棒に遭ったときには、警察に110番で通報しましょう。
その際、落ち着いて「事故です」、または「泥棒です」と言い、その場所をはつきりと説明しましょう！自分の場所がわからない場合は、その場所から見える目立つ建物、交差点、橋の名前などを伝えます。聞かれたことに落ち着いて答えましょう

2 交 番

日本には警察署以外に交番と呼ばれる警官の派出所が地区ごとにあります。交番では地域住民の安全を守るため、地域のパトロール、犯罪捜査、迷子やよっぱらいの保護、道案内や落とし物の届出を受けるなど、いろいろな活動を行っています。近くの交番を調べておきましょう。困ったときには相談してください。

3 急病のとき（ダイヤル 119番）

急病や交通事故の大けが、ガス中毒や大やけどなどで急いで手当てが必要なときに119番にダイヤルすると、消防署につながり患者を病院に運ぶため、救急車を呼ぶことができます。（無料）

しかし、病状が軽いとき、自分で移動ができるときは救急車は利用できないので、タクシーや自家用車で病院等に行かなければなりません。

4 火事のとき（ダイヤル 119番）

火事を出したり、発見したら、まず大声で「火事だ！」と近所に知らせ協力・避難を求めましょう。そのあとすぐに119番にダイヤルして消防署に通報します。通報の際には、「火事です」と伝え、火事の場所を伝えます。聞かれたことに落ち着いて答えましょう。

※住所をローマ字で書いたものを電話の横に貼っておくと良いでしょう。

消火器の使い方

- ①安全ピンを抜く
- ②ホースの先を火元に向ける
- ③レバーを強く握る
- ④火元にかける

なお、消火器などの初期消火ができるのは、天井に火が燃え移るまでです。天井に火が移ってしまったら、安全な場所に避難してください。

5 地震

日本は地震の多い国です。地震が起きても落ち着いて行動することが大切です。

(1) 地震がおきたら：

- 机やテーブルの下に隠れ、身を守る。
- すぐにガステーブルやストーブなどの火を消す。
- 扉を開けて出口を確保する。
- ラジオやテレビで情報を確かめ、必要ならば近くの学校やコミュニティセンター等の避難場所に避難する。車に乗らず、歩いて避難する。
- 外に出る時は、倒れてくる危険性がある自動販売機やブロック塀などから離れる。

(2) 地震に備えて：

- 重い家具や倒れやすい家具は壁に固定する。
- 高い所に重いものや壊れやすいものを置かない。
- 家からの安全な避難路と近くの避難場所を確認しておく。
- 避難先で電波が通じなくなることがあるため、もし災害が起こった際にどのような連絡手段で安否確認をするか、あらかじめ話し合っておく。
- 日ごろから次のような非常持出品を用意しておく。
(賞味期限に注意し、定期的に買い替えましょう)
 - * 水 (一般的に食事以外に1日当たり1.2リットルを目安に摂る)
 - * 非常食 (缶詰、レトルト品、などすぐ食べられるもの)
 - * 貴重品 (現金、保険証、印鑑、など)
 - * 衣類 (下着、手袋、タオル、防寒着、ひざかけなど)
 - * 医薬品 (ばんそうこう、包帯、薬、体温計など)
 - * 衛生面 (歯ブラシ、石鹸、タオル、ボディシート、マスク、ウエットティッシュなど)
 - * その他 (携帯ラジオ、懐中電灯、電池、軍手など)

II 相談窓口

(1) 市内の窓口

米沢市国際交流協会（YIRA）では、日本語の教室の紹介や生活情報等の相談を日本語、英語、中国語等で行っています。身近な窓口としてご利用ください。

相談・問合せ先： 米沢市国際交流協会 電話 0238-33-9146

米沢市金池3-1-14 置賜総合文化センター1F

英語・中国語相談窓口番号：090-2849-9145

（休館日は日曜日、月曜日、祝日、年末年始）

(2) 外国人相談窓口（山形県国際交流協会AIRY）

公益財団法人山形県国際交流協会（AIRY）では、日常生活のちょっとした困りごとやさまざまな問題について、気軽に母国語で相談できる窓口を無料で開設しています。

英語：火～土曜日 10:00～17:00

中国語：火・金曜日 10:00～14:00

韓国・朝鮮語：木・土曜日 10:00～14:00

ポルトガル語：水曜日 10:00～14:00

タガログ語：金曜日 10:00～14:00

ベトナム語：毎月第2・4土曜日 10:00～14:00

（休館日は月曜日、祝日、年末年始）

公益財団法人山形県国際交流協会（AIRY）

山形市城南町1-1-1 霞城セントラル2階

山形県国際交流センター 電話023-647-2560

(3) 国際ボランティアセンター山形（IVY）

特定非営利活動法人国際ボランティアセンター山形（IVY）では、主に定住外国人の支援（日本語教室や通訳養成）をしています。その他に国際理解教育や講演、イベントなども行っています。電話による通訳・相談は無料。相談員は常駐していないので、後からかけ直すこととなります。付き添い通訳・面接相談は有料。言語は英語、中国語、韓国朝鮮語、ポルトガル語、タガログ語、スペイン語、タイ語、ロシア語です。通訳を利用する場合は予約が必要です。

問合せ先：電話 023-634-9830

III 重要な手続

1 住民登録手続

対象	時期
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別永住者 ・ 入管法上の在留資格をもって日本に中長期在留する外国人 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに来日した人→住居地を定めた日から14日以内 ・ 市内で引っ越しをした人→引っ越しをした日から14日以内 ・ 市外へ引っ越しをする人→引っ越しをする前または引っ越しをした日から14日以内

中長期在留者に当てはまらない人

- ① 3月以下の在留期間が決定された人
- ② 「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③ 「外交」または「公用」の在留資格が決定された人
- ④ ①から③の外国人に準ずるものとして国が定めた人
- ⑤ 在留資格を有しない人

※なお、市外へ（国内での）引っ越しをする方の届出の際には、転出証明書が発行されます。国外へ出国する際も届出が必要です。

必要なもの	申請する人
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別永住者の人→「特別永住者証明書」 ・ 中長期在留者の人→「在留カード」 ・ 入国港で在留カードが交付されなかった人は、「在留カード後日交付」の記載のある旅券 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人または同一世帯の人 ・ 本人から委任を受けた代理人（委任状が必要になります）

2 住民票

住民登録をしている外国人は、住民票の交付を受けることができます。
料金は一通400円です。

問い合わせ先：米沢市役所市民課 電話 22-5111(代)

3 その他の手続（住居地以外の（変更）届出）

（1）特別永住者の方

○届出が必要な場合

- ・「氏名」、「生年月日」、「性別」、「国籍・地域」に変更があったとき
- ・特別永住者証明書の有効期間を更新するとき
- ・特別永住者証明書をなくしたり、盗まれたりしたとき
- ・特別永住者証明書を壊したり、汚したりしたとき

○届出先

- ・米沢市役所市民課

○届出・申請に必要なもの

- ・特別永住者証明書（紛失等があったときは不要）
- ・旅券（所持している方）
- ・変更があったことや、失ったことを証明できる資料
- ・写真1枚（縦4 cm × 横3 cm）

（2）中長期在留者の方

○届出が必要な場合

- ・「氏名」、「生年月日」、「性別」、「国籍・地域」に変更があったとき
- ・在留カードの有効期間を更新するとき（永住者・16歳未満の方）
- ・在留カードをなくしたり、盗まれたりしたとき
- ・在留カードを壊したり、汚したりしたとき
- ・所属機関（雇用先や教育機関）の名称変更、所在地変更、消滅、離脱（契約終了）、移籍（新たな契約締結）が生じたとき（就労資格や留学の方）

○届出先

地方入国管理官署（仙台入国管理局）

必要書類等については入国管理局または、外国人在留総合インフォメーションセンターに確認してください。

4 在留のための手続

外国人が日本に滞在するにあたっては、在留期間の延長、在留資格の変更、再入国の手続等が必要な場合があります。これらの手続は、全て最寄の地方入国管理局において、原則として申請人自らが入国管理局に出向いて行う必要があります。申請の内容により、必要書類が異なりますので、入国管理局に確認してください。

(1) 外国人のための相談室

「外国人在留総合インフォメーションセンター」では外国人の入国、在留に関する手続等について電話や訪問による相談に応じています。

[相談案内内容]

○在留資格の取得及び変更、在留期間の変更などの在留関係諸手続、在留カードに関する手続

○配偶者等の呼び寄せなどの入国関係諸手続

[対応できる言語]

英語、韓国語、中国語、スペイン語等

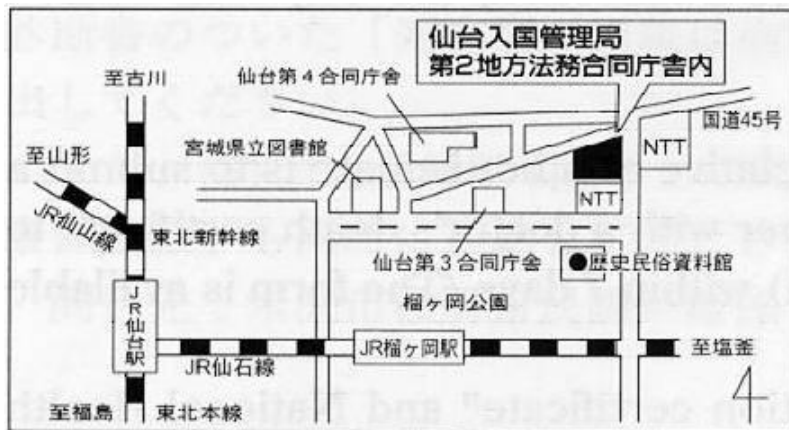
[相談案内時間]

電話による問合せにも応じます。

電話0570-013904 (IP、海外03-5796-7112) 平日8:30~17:15

<入国管理局の所在地>

仙台入国管理局
仙台市宮城野区五輪1-3-20
仙台第二法務合同庁舎
電話 0570-022259 (代)
受付時間9:00~16:00
(土・日曜日、休日を除く)



HPをご確認ください

<https://www.moj.go.jp/isa/about/region/sendai/index.html>



5 婚姻・出生・死亡の届出

	問い合わせ・提出先	必要なもの
婚姻届	よねざわしやくしよ 米沢市役所 しみんか 市民課	「婚姻要件具備証明書」、「出生証明書」、「旅券」等
出生届		医師の出生証明書のついた「出生届」、「母子健康手帳※」
死亡届		医師の死亡診断書のついた「死亡届」

「出生届」手続後、子どもの住民登録もします。→1住民登録手続へ
その際に、乳幼児の医療費補助を受けるための「子育て支援医療証」や児童手当の手続もあります。なお、子どもが生まれてから60日を超えて日本に滞在する場合は、出生後30日以内に入国管理局に在留資格を申請、取得しなければなりません。合わせて、駐日大使館か領事館に出生届を行い、旅券を取得します。

※…母子健康手帳は、妊婦の健康状態やお子さんの成長の状況（身長、体重等）を記録する大切な手帳です。妊娠に気づいたら、病院（産科）で診察を受けてから届出し、母子健康手帳の交付を受けましょう。

問い合わせ・届出先：こども家庭課（すこやかセンター2階）
米沢市西大通1-5-60 電話27-7550

6 はんこ（印鑑）

(1) はんこ（印鑑）の種類

日本では、サインと同じ意味で、自分の姓や名を彫った「はんこ」（印鑑）が用いられています。

「はんこ」（印鑑）は「実印」と「認め印」に分かれ、市役所に登録してある「はんこ」（印鑑）を「実印」と呼び、それ以外の「認め印」と区別します。

「実印」は押印することと、その実印の登録証明書とを合わせることで、その所有者の行為が法的に確認されます。例えば、契約書作成や法的手続、車の登録などのために使用されます。「認め印」は銀行口座の開設などその他軽易なものに使用します。「はんこ」（印鑑）は、はんこ屋で作れます。「実印」を作る際は、条件がありますので注意しましょう。

(2) 印鑑登録

住民基本台帳に登録されている15歳以上の人は、印鑑登録をすることができます。登録できる「はんこ」（印鑑）の数は一人1個のみで、申請は本人が行わなければなりません。必要なものは、「在留カード」等の身分を証明するものと登録する「はんこ」（印鑑）です。

登録する「はんこ」(印鑑)は、住民基本台帳に登録されている名前と同じものにするように注意が必要です。手続きが済むと「印鑑登録証」が発行されます。これは、「印鑑登録証明書」の交付申請の際に必要なになります。登録できない「はんこ」(印鑑)もありますので、詳しくは市役所市民課へお問合せください。

7 健康保険

日本に住んでいる人は、誰でも何らかの公的医療保険に加入しなければなりません。公的医療保険には、大きく分けて勤務先で加入する「健康保険」と、それ以外の人を対象とした「国民健康保険」の2種類があります。

(1) 勤務先で加入する健康保険

被用者保険(社会保険)に加入します。詳細は勤務先へお尋ねください。

(2) 住んでいる市区町村で加入する国民健康保険

勤務先の健康保険に入っている人や、生活保護を受けている人以外は、必ず加入しなければなりません。

住民登録している人(在留カードを持つ人)は、国民健康保険に加入します。加入しないと、医療費の全額(100%)を医療機関の窓口に支払うこととなります。

加入手続は、米沢市役所の市民課で行います。

a) 国民健康保険の加入手続

手続の際は、次のものをお持ちください。

- ① 他の市区町村から転入したとき：転出証明書、マイナンバーカード、在留カード
- ② 勤務先の健康保険をやめたとき：勤務先の健康保険をやめた証明書、マイナンバーカード

b) 届出が必要なおとき

手続の際は、次のものをお持ちください。

- ① 住所を変更するとき：国民健康保険証^{※1}、マイナンバーカード、在留カード
- ② 勤務先の健康保険に加入したとき：勤務先の健康保険証^{※2}、国民健康保険証^{※1}、マイナンバーカード
- ③ 死亡したとき：国民健康保険証^{※1}、喪主の普通預金通帳
- ④ 世帯主が変わったとき：国民健康保険証^{※1}
- ⑤ 国民健康保険証をなくしたり、汚したりしたとき：マイナンバーカードや在留

カードなど顔写真付きの身分証明書

※1…マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、令和6年12月2日以降、
現行の保険証が廃止になり、新規発行が終了します。その日以降に国民
健康保険や勤務先の健康保険に加入した人、または保険証の記載内容に
変更があった人には保険証が交付されません。マイナンバーカードに
保険証の利用登録をしていない人には「資格確認書」が交付されますの
で、お手続きの際にお持ちください。

※2…令和6年12月2日以降に勤務先の健康保険に加入した人、または保険証の
記載内容に変更があった人には「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」
が交付されます。新しく加入した健康保険の内容がわかる書類をお持ち
ください。

c) 医療費の支払い

国民健康保険に加入している人は、治療に要した医療費の30%を医療機関の
窓口を支払います。受診するときは、マイナ保険証※1 または国民健康保険証※2
を医療機関の窓口で提示してください。

※1…マイナンバーカードに保険証の利用登録をしたもの

※2…マイナ保険証をお持ちではない人で、令和6年12月2日以降に国民健康
保険に加入した人、または保険証の記載内容に変更があった人は「資格
確認書」を提示してください。

d) 国民健康保険税の納付

保険税は、原則として世帯主が家族の分を代表して納付します。市から納税
通知書が届いたら、指定された納期限までに納付します。保険税の計算は、家族
構成、収入、その他の要素によって一人一人異なり、毎年変わります。

年度途中で帰国等の理由により国民健康保険をやめる場合、保険税は再計算さ
れ、不足している保険税を納付しなければなりません。詳しくは担当窓口へお
問合せください。

問い合わせ先：米沢市役所 電話22-5111

(再計算について) 税務課 (納付について) 納税課

8 税金

(1) 所得税

くに おさ ぜいきん ひと しょとくぜい がつ にち がつ にち
国に納める税金の一つに所得税があります。通常2月16日から3月15日までに、

ぜんねん がついついたち がつ にち しょとく ぜいむしょ しんこく しょとくぜい おさ
 前年の1月1日から12月31日までの所得を税務署に申告し、所得税を納めます。
 きゅうよしよとくしゃ きゅうよ ちよくせつ さ ひ
 給与所得者は給与から直接差し引かれます。
 といあわせさき よねざわぜいむしょ よねざわしもんとうまち でんわ
 問合せ先：米沢税務署 米沢市門東町1-1-9 電話22-6320

(2) 個人市民税・個人県民税・森林環境税

し おさ ぜいきん ひと こじんしみんぜい けん おさ ぜいきん ひと こじんけんみんぜい
 市に納める税金の一つに個人市民税、県に納める税金の一つに個人県民税、ま
 た、くに おさ ぜいきん ひと しんりんかんきょうぜい がついついたち じゅうしよち しちようそん
 国に納める税金の一つに森林環境税があり、1月1日の住所地の市町村で
 いっかつ かぜい ぜいがく ぜんねん ねんぶん しょとく おう けつてい のうぜい
 一括して課税されます。税額は、前年1年分の所得に応じて決定されます。納税
 の方法には、普通徴収の方法として事業所得者などの税金は納税通知書によ
 て市役所から納税者に通知され、6月から翌年3月までの10回に分けて納税しま
 す。また、特別徴収の方法として給与所得者の税金は特別徴収税額通知書に
 よって市役所から給与の支払者を通じて通知され、6月から翌年5月までの12回
 に分けて給与の支払者が毎月その人の給与から差し引きして納入します。

といあわせさき よねざわしやくしよ でんわ
 問合せ先：米沢市役所 電話22-5111

(課税について) 税務課 (納税について) 納税課

(3) 軽自動車税

けいじどうしゃ ぜいきん まいとし がついついたちげんざい しょゆうしゃ しようしゃ かぜい
 軽自動車やバイクなどの税金は、毎年4月1日現在の所有者（使用者）に課税さ
 れます。こうにゆう はいしゃ ひと ゆず よねざわしがい てんしゆつ てつづき
 購入や廃車、人に譲るとき、また、米沢市外へ転出するときは手続が
 ひつよう
 必要です。

か き まどぐち てつづき ひつよう かくにん とどけで
 下記の窓口へ手続に必要なものを確認のうえ届出をしてください。

しゃりよう しゆるい 車両の種類	てつづき おこな まどぐち といあわせさき 手続を行う窓口・問合せ先
げんどうきつきじてんしゃ い か 原動機付自転車 (125cc以下)	よねざわしやくしよ しみんか 米沢市役所 市民課
こがたとくしゆじどうしゃ のうこうよう た 小型特殊自動車 (農耕用、その他)	よねざわしかないけ でんわ 米沢市金池5-2-25 電話22-5111
けいじどうしゃ さんりん よんりん 軽自動車 (三輪、四輪など)	やまがたけんけいじどうしゃきょうかい 山形県軽自動車協会 やまがたしたちやがわ 山形市立谷川3-3553-2 でんわ 電話 023-686-3600 または次のところで手続を代行しています。※ だいこうてすうりよう 代行手数料がかかります (いっばんしゃだん ほうじん やまがたけん じかよう じどうしゃきょうかいけん 一般社団法人) 山形県自家用自動車協会県 なんしよ よねざわしくぼたまちくぼた でんわ 南支部 米沢市窪田町窪田325-5 電話37-3245
バイク (125cc超 ~ 250cc以下) にりん けいじどうしゃ (二輪の軽自動車)	とうほくらんゆきよくやまがたうんゆしきよく 東北運輸局山形運輸支局 やまがたしおあざうるしやまあざぎょうだん 山形市大字漆山字行段1422-1 でんわ 電話023-686-4711
バイク (250cc超) にりん こがたじどうしゃ (二輪の小型自動車)	

(1) その他

上記のほか、土地、家屋などの固定資産を所有すると固定資産税などの市税が課税になることもありますので、お問い合わせください。
問合先：米沢市役所 税務課 電話22-5111

9 公的年金制度

公的年金制度は、毎月、保険料を納めることで、老齢のほか、障害、死亡といった予測できないことがおきたときに、給付を受けることができる制度です。
日本に住む20歳以上60歳未満の全ての方は、国籍を問わず、日本の公的年金制度（厚生年金または国民年金のどちらか）に加入しなければなりません。

(1) 国民年金

a) 加入

市役所へ届出が必要です。加入届出に必要な書類は、市役所にお問い合わせください。

b) 保険料

保険料は納付書により、金融機関の窓口やコンビニエンスストアで納付してください。口座振替で納付することもできます。

保険料を納付することが困難なときは、申請により保険料の全額または一部が免除される制度があります。また、学生は、保険料の支払いが猶予される「学生の納付特例制度」をご利用ください。

問合先：米沢市役所保険年金課 電話0238-22-5111（代）または
米沢年金事務所 電話0238-22-4220

(2) 厚生年金

会社等に勤めている人は、厚生年金に加入します。

保険料は事業主と本人が半分ずつ負担し、事業主が納付します。

問合先：お勤めの事業所・会社または米沢年金事務所

(3) 帰国するとき

国民年金及び厚生年金には、脱退一時金制度があります。

外国人が日本滞在中に年金に加入し、保険料を6ヶ月以上納めた場合、帰国後2年以内に所定の手続に従って請求すれば、脱退一時金が支給される制度です。

10 マイナンバーカード

マイナンバーカードは顔写真が印刷され、セキュリティに優れたICチップ付きカードです。本人確認をする公的な身分証明書やマイナンバーの証明として利用できるほか、転入転出手続の簡素化やICチップの電子証明書を用いた各種電子申請、健康保険証として利用できます。

(1) 申請方法

●郵送による申請

マイナンバーカード交付申請書に署名のうえ、本人の顔写真（6か月以内に撮影したもの）を貼って、国から送られる送付用の封筒に入れて郵送します（個人番号カード交付申請書受付センター行）。

●スマートフォン・パソコン申請

マイナンバーカード交付申請書の二次元バーコードや申請書IDを利用し申請します。

●特急発行申請（令和6年12月2日実施予定）

国外から初めて転入した場合、約1週間でマイナンバーカードが交付される特急発行申請が実施されますので、お問い合わせください。

(2) 申請書を紛失した場合

●マイナンバーカード交付申請書を再発行しますので、お問い合わせください。

IV 日常生活

1 住宅

住宅を借りるときは、ネットで探すまたは不動産業者を通して探し、内見するのが一般的です。自分の生活に合った条件をはっきりさせて、日本人の友人、勤務先の人などと一緒に不動産業者に行ってもらおうと良いでしょう。

注意！

日本では部屋の面積を示す単位で「坪」や「畳」を使うことが一般的です。

1坪 = 2畳 \doteq 3.3058 m² \doteq 35.583平方フィート

1畳（畳1枚の広さ）は、約1.8m × 0.9mの広さ

(1) 家やアパートの借り方

a) 初めて契約するとき

・ 契約書

賃貸契約書の必要事項を書込み押印する。契約書はしっかり説明してもらい、不明なことは確認してから署名（サイン）、押印（認め印）しましょう。

・ 保証人

契約書に署名する際に必要です。できれば日本人の誰かになってもらってください。保証人は賃貸契約者（借家人）のかわりに契約上の責任を負う義務があります。

b) 支払うお金について

・ 家賃

1ヶ月分の賃貸料のことです。普通、毎月月末までに翌月分を支払います。銀行引き落としや振り込みなど支払う方法を確認しましょう。

・ 礼金（権利金）

家主に対して支払うお金です。普通、1～2か月分です。地域によっては、支払うことがない場合もあります。

・ 敷金

契約時に家賃の滞納や部屋の損傷に対する保証金として、家主に支払うお金です。これは退去時に部屋の修理代を差し引いて、残りがあれば返金されます。普通、家賃の1～3か月分です。

・ 仲介料

不動産業者に支払う手数料で、家賃の1ヶ月分です。

・ 共益費

共用部分（アパートの階段、通路、その他）の維持、保全に必要な経費

初めて契約するときに必要なお金は家賃の4～7ヶ月分になります。

c) 契約更新

賃貸契約の更新が必要な場合は、再度契約を結ぶ手続きが必要です。

このとき、不動産業者に手数料を支払うこともあります。

d) 解約

引越しなどで契約を解除したいときは、契約内容に従って事前（普通1ヶ月前）に通知しなければなりません。通知しないで退去したり、退去の直前に申し出たりすると、翌月分の家賃を支払わなければならないことがあります。また、引越しのときは、光熱水費の窓口に連絡をして、止めてもらいます。部屋等は荷物のない元通りのきれいな状態に戻してください。

(2) 公営住宅の借り方

県や市等の公共機関が運営している住宅で、住宅に困っている人で、低所得者向けの安い家賃の住宅です。申込が必要で、入居希望が多い場合には抽選で決まります。

市営住宅についての申込・問合せ先：公益サービス共同企業体
電話0238-40-8700

県営住宅についての問合せ先：
山形県置賜総合支庁内 山形県住宅供給公社 電話0238-24-2332

・ 町内会

町内会は、身近に住んでいる人たちが、みんなで協力して住みよい地域づくりをしているコミュニティ組織です。

一緒に活動し、地域の一員となることで、生活するうえで様々なことを教えてもらえますので、入会をおすすめします。入会金、毎月の会費はそれぞれの町内会によって異なります。

2 電気

(1) 使用開始の申込

引越し前に、インターネットや、電話で申し込みができます。

引越し・アンペア変更の申し込み 0120-066-774

電気が通電されない場合は、下記に電話してください。

停電・緊急時の問合せ先 電話0120-175-366

(2) 料金の支払

料金は、銀行や郵便局の口座からの自動支払の方法と、納付書によって近くの金融機関・コンビニエンスストアなどから支払う方法、クレジットカードで支払う方法があります。なお、期日までに支払わないと遅収料金が、翌月分に加算されますので気を付けましょう。

(3) 電気器具について

米沢で供給される電気の電圧と周波数は、100V・50Hzです。電気器具を使用する前に、この規格にあっていどうか調べてください。

(4) 停電以外ですべての電気が切れたとき

容量以上の電気を使ったり、ショートした場合には、ブレーカーが自動的に下がり、電気の供給がストップします。使用していた電気器具のいくつかを消し、ブレーカーのスイッチを上げれば、元通り電気がつきます。

(5) 使用を停止したいとき

引越しなどで電気の使用をやめる時は、あらかじめ契約する電気供給会社へ電話で知らせてください。

3 水道

(1) 使用開始の申込

日本では、水道水がそのまま飲料水として使用できます。

水道の使用を開始するときは、米沢市役所上下水道部又は市のホームページにある「給水装置・排水設備異動届」に必要な事項を記入の上、上下水道部の窓口または、メールで提出してください。

(2) 料金の支払

水道料金は、毎月納付書でお知らせします。公共下水道を使用できる区域では、下水道使用料も同時に支払います。

支払は、銀行や郵便局の口座からの自動支払「口座振替」又は納付書により、近くの銀行やコンビニエンスストア、もしくはスマートフォンアプリから支払う方法があります。

(3) トラブルが起きたとき

漏水や水道管の破裂などの故障が起こったときは、まず、水抜き栓を締めてから米沢市指定給水装置工事事業者（指定店）に連絡してください。

(4) 凍結を防ぐには

冬期間、気温がマイナス4℃（摂氏）以下になると、水道管が凍結することがありますので、夜間または長い間水道を使用しないときは、凍結防止のために「水抜き」をしてください。凍結してしまった場合は、蛇口を開いてから水道管にタオルを巻きつけてぬるま湯をかけると、水が出るようになります。それでも水が出ない場合は、指定店に連絡してください。

「水抜き」の方法

- ① 蛇口を開けて水を出してください。
- ② 水を出したまま、水抜き栓をハンドルが止まるまで右に回します。

(5) 使用を停止したいとき

引越しなどでの水道の使用を止めるときや、長期間使用をしないときは、その1週間前までに、住所、氏名、引越し日（中止する日）、転居先、精算する際の料金の支払方法を、上下水道部にお知らせください。

問い合わせ先：米沢市上下水道部 米沢市金池5-1-23 電話22-4511

4 ガス

(1) 使用開始の申込

プロパンガス取扱店に連絡すると、係員が来てガスを使用できるようにしてくれます。

(2) 料金の支払

ガス料金の支払は、口座からの自動支払か、毎月検針後に集金人による集金のいずれかになります。契約した会社に確認しましょう。

(3) ガス漏れのはきは

もしガス漏れに気がついたら、窓やドアを大きく開け、ガス栓やメーターコックをすぐに閉め、ガス取扱店に連絡してください。

換気扇や電灯などの電気のスイッチを入/切すると、着火源となる小さな火花が発生しますので、スイッチには絶対手を触れないでください。ガス栓やメーターガス栓を閉めましょう。

(4) 使用を停止したいとき

引っ越しの数日前までにプロパンガス取扱店に連絡してください。

5 電話

(1) 国内電話

米沢市の市外局番は（0238）です。市外からかけるときは、ダイヤルしてください。

a) 電話番号の見方

「0238-12-3456」 ①市外局番（米沢市は0238） ②市内局番 ③契約者番号

b) 長距離電話

長距離電話をかける場合、NTTコミュニケーションズ以外にも次のサービス会社があります。

KDDI(株) 問合せ：電話 0077-777

ソフトバンクテレコム(株) 問合せ：電話 0120-0088-82

c) 各種の問合せ番号

ダイヤル 113番—電話の故障

ダイヤル 115番—国内電報（国際電報—0053519 または 0120-44-5124）

ダイヤル 116番—NTTへの問合せ、新設、移転

ダイヤル 117番—時刻の案内（有料）

ダイヤル 104番—電話番号案内（有料）

ダイヤル 106番—コレクトコール（オペレータ扱い）

ダイヤル 177番—天気予報 (有料)

d) 公衆電話

テレホンカードや10円、100円硬貨を入れ、利用できます。ただし、100円硬貨の場合はつり銭は戻りません。市内電話の場合10円で1分話すことができます。通話終了の合図がなったら追加の硬貨やテレホンカードを入れてください。

(2) 国際電話

<直接外国の電話番号をダイヤルする場合>
ご契約中の携帯会社にお問い合わせください。

(例) アメリカ合衆国ニューヨークの123-4567にかける場合で
KDDIを使う場合:001-010-1-212-123-4567

国番号 (日本: 81)

アイルランド	353	タイ	66
アメリカ	1	中国	86
イギリス	44	フィリピン	63
インド	91	ブラジル	55
インドネシア	62	ペルー	51
カナダ	1	マレーシア	60
韓国	82	モンゴル	976
ネパール	977	ベトナム	84
ミャンマー	95		

6 郵便・宅配サービス

(1) 国内郵便

郵便局は赤い「〒」のマークが目印です。

郵便ポストは主に赤色の箱型あるいは円筒形をしています。

窓口時間: 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (土日祝祭日は休業)

※米沢郵便局のみ 月曜日～金曜日 9:00～19:00

ゆうゆう窓口 月曜日～金曜日 8:00～19:00 土曜日 8:00～17:00

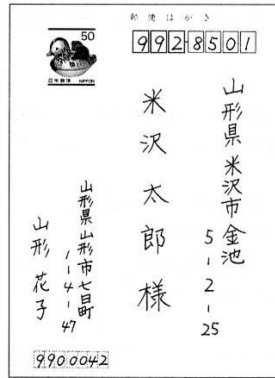
日曜日・休日 9:00～12:30

問い合わせ先: 米沢郵便局 電話0570-943-306

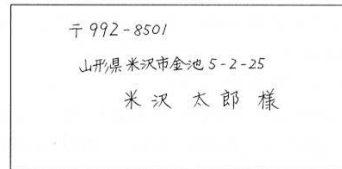
あてな か かたれい
 <宛名の書き方例>

あてな じゅうしょ しめい
 宛名 (住所・氏名)
 たてよこ
 は縦横どちらでも
 かまいません。

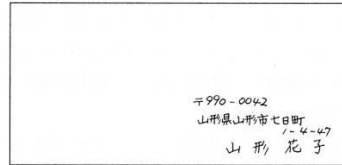
(はがき)



(封筒表)



(封筒裏)



つうじょうゆうびんぶつ
 <通常郵便物>

くべつ 区別	サイズ	りょうきん 料金	
つうじょう 通常はがき	しせい 私製はがき (絵葉書など) 長辺 14 cm ~ 15.4 cm たんぺん 短辺 9 cm ~ 10.7 cm 重さ 2 g ~ 6 g ※官製はが きは郵便局などで販売しています 1枚63円	しせい 私製はがきは、63円 きって 切手を貼って とうかん 投函 してください	2024. 10. 1 ~ 85 円
ていけいゆうびんぶつ 定形郵便物 (封書)	ちようへん 長辺 14 cm ~ 23.5 cm たんぺん 短辺 9 cm ~ 12 cm あつ 厚さ 1 cm 以下 い か おも 重さ 50g まで	25 g まで 84円 50g まで 94円	2024. 10. 1 ~ 110 円
ていけいがいゆうびんぶつ 定形外郵便物	ていけいがい ゆうびんぶつ おも 定形以外の郵便物で重さは4kgまで さいだい ちようへん (最大) 長辺 (60 cm 以内)、短辺厚さの合計が 90 cm 以内 (最小) 長辺 14 cm 短辺 9 cm い ない さいしやう ちようへん たんぺん (円筒形など) 長さ 14 cm 直径 3 cm	りょうきん おも 料金は重さにより こと 異なりますので といあわ 問合せください。	
しつりやう 質量ゆうパック	おも 重さは25 kg 以上30 kg 以内 おお なが はば あつ ぐうけい い ない 大きさは、長さ・幅・厚さの合計が1.7m 以内		

ほか
 この他、速達、書留、現金書留などの特殊取扱などもあります。
 といあわせさき
 問合せ先：米沢郵便局 山形県米沢市金池3-1-43 電話0570-943-306

<その他>

る す ばあい
 ○留守の場合

かきとめ ゆうびんこづつみ はいたつ る す ばあい ふざいはいたつちうちしよ お
 書留や郵便小包などの配達の際、留守の場合は「不在配達通知書」を置い
 て、その郵便物を7日間保管します。配達については、通知書にある二次元コー
 ドを読み込み配達希望日や配達先を入力する、局または担当配達員まで電話
 れんらく ほうほう う と さい つうちしよ みぶん しょうめい
 連絡をするの方法があります。受け取りの際は、通知書と身分を証明できるも
 の (在留カードなど)、はんこ (印鑑) (持っていれば) が必要となります。

てんそう
 ○転送サービス

ひ ひこ さい ゆうびんきょく てんきよとどけ だ ひ ねんかん きゆうじゆうしよあて
 引っ越しの際に、郵便局に転居届を出すと、その日から1年間、旧住所宛の
 ゆうびんぶつ しんじゆうしよ むりやう てんそう こくない かぎ
 郵便物を新住所に無料で転送します。(国内に限ります。)

(2) 国際郵便

<航空通常郵便物>

郵便はがき、書状（定形、定形外）小包など料金は重さや地域により異なりますので、お問合せください。

※この他船便もありますが航空便より日数を要します。

問合せ先：米沢郵便局 電話0750-943-306

<国際エクスプレスメール（EMS）>

書類や物品などの郵便物（重さは国により異なります）を最も早く海外へ送る国際郵便です。引受けから配達まで最優先で取扱い「荷物が今どこにあるのか」という配達状況も確認できます。

<エコノミー航空（SAL）郵便>

海外あての郵便物を日本国内と到着国内では船便として扱い、両国間は航空輸送する。船便より速く、航空便より安いサービスです。

<英語による郵便案内サービス>

電話で英語による郵便案内サービスを行っています。

電話0570-046-111（英語のみ）

(3) 宅配便

郵便局が遠かったり、持ち込むのが面倒な荷物は宅配便が便利です。表示の出ている店や、コンビニエンスストアなどで取り扱っているほか、電話で申し込めば自宅にも集荷に来てくれます。日本中どこでも数日中に配達してくれます。（一部地域を除く）

<主な運送業者>

佐川急便 米沢店 電話0570-010-402

第一貨物 米沢支店 電話23-3363

日本通運 山形支店米沢営業所 電話37-2200

ヤマト運輸 米沢営業所 電話0570-200-000

7 金融サービス

(1) 銀行

<銀行の営業時間>

窓口 月曜日～金曜日 9:00～15:00 (土曜日、日曜日、祝祭日は休業)

<口座の種類>

- 普通預金：預け入れ、払い戻しは自由ですが金利は低くなっています。
所定の申込により公共料金（税金、電気、電話、水道等）や
NHK受信料の自動振替ができます。
- 貯蓄預金：一定額以上の預金額となっていれば、普通預金より高い金利とな
ります。預け入れ、払い戻しは自由です。
- 定期預金：普通、貯蓄預金より金利は高いのですが、払い戻しは決められた
期間が過ぎないとできません。

<口座の開設>

在留カードまたは旅券とはんこ（印鑑）を持って銀行の窓口に応じ込みます。
ATM（自動預金預入支払機）などが利用できるキャッシュカードの発行も申
し込めます。

<預金と払戻方法>

銀行の所定の様式に記入して窓口に応じ込みます。払戻しの場合は、口座を
開設した時に登録したはんこ（印鑑）と通帳、身分を証明できるものが必要
です。

<ATM（自動預金預入支払機）>

金融機関の窓口に行かなくても、ATMを使って自由に自分の口座に預金し
たり口座からの払戻しをしたりできます。使用可能時間を確認の上、利用し
てください。手数料がかかる時間帯があります。

(2) 外国への送金、両替

外国への送金、両替等は郵便局や銀行でできます。
詳しくは金融機関へ問合せください。

8 ごみ


米沢市では、地球温暖化防止、循環型社会の構築をめざし、廃棄物の減量と、資源の有効利用及びリサイクルを推進しています。ごみの減量を心がけ、ごみの分別にご協力ください。

(1) ごみ出しの注意事項


- ・ 収集日（指定日）を守ってください（地区により指定日が異なります）。
「ごみ収集カレンダー」をご覧ください。
- ・ 収集日当日、朝7時30分までに出してください。
- ・ きちんと分別して出してください。
- ・ ごみ袋に指定のあるものは指定の袋に入れてください。（5 kg／袋まで）
- ・ ごみ収集所は、町内会やアパート管理者が設置し、管理しています。決められた収集所以外に出さないでください。

(2) 基本的な分別（7分別）


a) 可燃性ごみ「指定ごみ袋（有料袋）：（大）（小）赤色文字」

プラマーク  があって汚れが落ちないもの、生ごみ、紙ごみ、靴

b) 不燃性ごみ「指定ごみ袋（有料袋）：（大）（小）緑色文字」


プラマーク  のないプラ製品、小型電気製品、ガラス製品、金属類、CD、DVD

c) プラスチック製容器包装「指定資源ごみ袋（有料袋）：（大）（小）オレンジ色文字」

商品を含んでいた（保護又は固定していた）プラスチック製のパッケージ、ボトル、カップ、袋類。（プラマーク  があって汚れていないもの。中身を使用または飲食して不要となったプラスチック製のパッケージ、ボトル、カップ、袋類）

d) ペットボトル「指定資源ごみ袋（有料袋）：（大）（小）オレンジ色文字」

飲料用、酒類用（みりんを含む）しょうゆ用のペットボトル

 表示のあるもの

e) 粗大ごみ「粗大ごみ用ステッカー(有料)」
 指定ごみ袋に入らない大きなもの、または5kgを超えるもの。
 電話申込による個別回収です。(電話22-5235)

f) 有害ごみ(中身の見える袋に入れて出す)
 水銀などの有害物質が含まれているもの。(蛍光管・乾電池・水銀体温計)
 ライター(使いきる)

g) 分別資源物
 古紙類(新聞・チラシ、段ボール、牛乳パック、雑誌)
 ※ひもで束ねるまたは袋にまとめて出す
 食料品・飲料品の缶やビン、古繊維類 ※中身の見える袋に入れて出す
 スプレー缶 ※使いきりガス抜きをして中身の見える袋に入れて出す。

○指定ごみ袋、粗大ごみ用ステッカーの取扱店



このステッカーの貼ってある
 スーパー、ホームセンター、商店

(3) 家電4品目(テレビ・冷蔵庫(冷凍庫含む)・洗濯機・エアコン)の処理
 消費者がリサイクル費用を負担し、小売業者が収集運搬し、製造業者
 がリサイクルを行うという、それぞれの役割分担のもとに、ごみ減量化と
 再資源化を図っています。
 小売店や収集運搬許可業者に依頼する方法と指定取引所に運搬する方法
 があります。詳しくはお問合せください。
 問合せ先：米沢市役所環境課 電話22-5111(代)

(4) パソコンの処理
 市が設置する小型電子機器回収ボックスに入れるか、メーカー受付となり
 ます。各社にお問合せください。
 問合せ先：米沢市役所環境課 電話22-5111(代)

9 自動車等の運転

(1) 運転免許について

a) 国際運転免許証を持っている場合

原則として、国際運転免許証で運転できます。日本で運転できる期間は日本に上陸した日から起算して1年以内でかつ国際運転免許証の有効期間内です。

その後、日本で運転する場合には日本の運転免許証が必要です。

3ヶ月未満の出国期間で新しく取得した国際運転免許証では日本で運転できない場合が多いので注意してください。

b) スイス、ドイツ、フランス、ベルギー、スロベニア、モナコ、台湾の国の運転免許証を持っている場合

領事館、JAFなどで作成した翻訳証明書を添付した場合、入国から1年間かつ自国の運転免許証の有効期間内は運転できます。

c) 外国免許からの切り替え

外国で取得した運転免許証を日本の運転免許証に切り替えることで運転できます。なお、切り替えの際に行われる知識と技術の確認等は、日本の運転免許制度に準じて行われます。

○切り替えの条件

- ・ 現在持っている外国の運転免許証が有効期間内であること
- ・ 外国の運転免許証を取得した日から、3ヶ月以上その国に滞在したことが証明できること
- ・ 日本の法令で定める道路の交通の方法その他の自動車等の運転について必要な知識を有していること

○予約の申込み

- ・ すべて予約となります。初めて書類審査を受ける方または学科、技能の審査を受ける方は予約をしましょう。
- ・ 書類審査で受験資格があると認められた方は、受験申請書を作成し申請します。試験手数料は、2,550円です。
- ・ 外国免許証の発給国によっては、提出書類等が異なりますので、事前にお問い合わせください。

申込・問合せ先：県警察本部運転免許課 電話023-655-2150

○書類審査のために必要な書類

- ① 外国の運転免許証
- ② 旅券（パスポート）
- ③ 住民票
- ④ 在留カード又は特別永住者証明書
- ⑤ 写真（申請前6ヶ月以内撮影、正面、上三分身、無帽、無背景で縦3 cm × 横2.4 cm）1枚
- ⑥ 外国の免許証の日本語による翻訳文（J A F 又は大使館等で発行）
～ J A F 山形支部～山形市小立2-1-59 電話023-625-4520

○その他

日本人と同じ方法で取得する場合、日本では自動車教習所で教習を受け取得するのが一般的です。費用は30万から40万円、期間は1ヶ月から2ヶ月くらいかかります。詳しくは最寄の自動車教習所へお問合せください。

（2）運転するときの注意など

a) 交通規則等

日本では車、オートバイ、自転車は左側通行。歩行者は右側通行となります。信号機のない横断歩道は歩行者優先です。また、飲酒運転に対して厳しい罰則等があります。

○車の運転



- ・ 後部座席を含む全座席のシートベルトの装着が義務付けられています。
- ・ お酒を飲んだときは、車に乗ってはいけません。
- ・ 走行中の携帯電話の使用は禁止されています。
- ・ 6歳未満の子どもはチャイルドシートの装着が義務化されています。

○バイクの運転



- ・ バイクは50cc以下のものは普通免許証で運転できます。
- ・ それ以上の排気量を持つバイクは排気量に応じた免許証が必要です。
- ・ 運転するとき及び同乗するときにはヘルメットの着用が義務付けられています。

○自転車じてんしゃの運転うんでん



- ・道路交通法どうろこうつうほうじょう上、自転車じてんしゃは軽車両けいしゃりょうと位置付けいちづられているため、車道しゃどうと歩道ほどうの区別くべつがあるとあるところは車道通行しゃどうつうこうが原則げんそくです。
- ・道路どうろの左側ひだりがわに寄よって通行つうこうしなければなりません。(歩道ほどうを通行つうこうできる場合は、車道しゃどう寄りの部分ぶぶんを徐行じょこうしなければならず、歩行者ほこうしゃの通行つうこうを妨さまたげる場合は一時停止いちじていししなければなりません。)
- ・信号機しんごうきのある交差点こうさてんでは、信号しんごうが青あおになってから安全あんぜんを確認かくにんし、横断おうだんしましょう。
- ・一時停止いちじていしのある交差点こうさてんでは、必ず一時停止いちじていしをして、安全あんぜんを確認かくにんしてから横断おうだんしましょう。
- ・夜間やかんはライトを点つけなければなりません。自転車じてんしゃに乗る前まえにライトが点つくか点検てんけんしましょう。
- ・お酒さけを飲のんだときは、自転車じてんしゃに乗ってはいけません。
- ・自転車じてんしゃに乗るときは、ヘルメットちやくようを着用ちやくようしましょう。
- ・幼児ようじ、児童じどうを保護ほごする責任せきにんのある方は、幼児ようじ・児童じどうにヘルメットをかぶらせようようにしましょう。

こうつうひょうしき
○交通標識



つうこうど
通行止め



しゃりょうしんにゆうきんし
車両進入禁止



てんかいきんし
転回禁止



いっぽうつうこう
一方通行



ちゆうていしゃきんし
駐停車禁止



ちゆうしゃきんし
駐車禁止



さいこうそくど
最高速度



じょ こう
徐行



どうぶつがとびだす
おそれあり



しゃりょうつうこうど
車両通行止め



おいこし
追越のための右
側部分はみだし
通行禁止



いちじていし
一時停止

V 健康管理・医療

1 医療機関

(1) 医療機関

米沢市内には入院できる4つの大きな病院の他、診療科が限定された医院がたくさんあります。かかりつけの医者を決めておきましょう。

米沢市立病院は、ほかの医療機関からの紹介状がないと7,000円の非紹介加算がかかってしまいますので、ご注意ください。

米沢市内の病院

病院	電話番号	住所
米沢市立病院	22-2450	米沢市相生町6-36
三友堂病院	24-3700	米沢市福田町2-1-55
舟山病院	23-4435	米沢市駅前2-4-8
国立病院機構米沢病院	22-3210	米沢市大字三沢26100-1

米沢市の医院

米沢市医師会のホームページ（米沢市医療機関検索）

http://www.omn.ne.jp/~isikai/menu_find.htm?1717743387048

診察を受けるとき

受診のための時間予約制をしている診療所があります。大きな病院では、かなり待たなければならないこともあります。まずは、電話で連絡してください。

日本語に自信のない場合は日本語を話す友人と行ったり、通訳を依頼するなどするとよいでしょう。また、多言語問診票（公益財団法人かながわ国際交流財団作成）などを利用するのも便利です。

多言語問診票の詳しい情報は、米沢市国際交流協会（YIRA）のホームページや同協会へ電話等でお問合せください。

公益財団法人かながわ国際交流財団のホームページ（多言語医療問診票）

<https://kifjp.org/medical>



または米沢市国際交流協会のホームページ

<https://yira-yonezawa.org/> 外国人支援

電話 0238-33-9146

(2) 休日、夜間の診療

a) 平日夜間及び休日診療

平日の夜や休日に具合が悪くなった場合、米沢市立病院の救急外来を受診してください。

区分	担当時間	担当医師
平日夜間【月曜日～金曜日】	19時～22時	米沢市医師会等
休日【日曜日、祝日、年末年始(12/31-1/3)】	9時～12時 13時～17時	
上記以外		米沢市立病院

受診する際には、事前に電話相談をお願いします。電話 22-2450

※軽い症状の場合の受診は控えましょう

b) 救急病院

米沢市立病院では命にかかわるような重い症状の患者さんへの救急な対応を行っています。

米沢市立病院 米沢市相生町6-36 電話 22-2450

ねんごうはやみひょう
2 年号早見表

ねんごう 年号	せいれき 西暦	ねんごう 年号	せいれき 西暦	ねんごう 年号	せいれき 西暦
昭和 10 年	1935 年	昭和 41 年	1966 年	平成 9 年	1997 年
昭和 11 年	1936 年	昭和 42 年	1967 年	平成 10 年	1998 年
昭和 12 年	1937 年	昭和 43 年	1968 年	平成 11 年	1999 年
昭和 13 年	1938 年	昭和 44 年	1969 年	平成 12 年	2000 年
昭和 14 年	1939 年	昭和 45 年	1970 年	平成 13 年	2001 年
昭和 15 年	1940 年	昭和 46 年	1971 年	平成 14 年	2002 年
昭和 16 年	1941 年	昭和 47 年	1972 年	平成 15 年	2003 年
昭和 17 年	1942 年	昭和 48 年	1973 年	平成 16 年	2004 年
昭和 18 年	1943 年	昭和 49 年	1974 年	平成 17 年	2005 年
昭和 19 年	1944 年	昭和 50 年	1975 年	平成 18 年	2006 年
昭和 20 年	1945 年	昭和 51 年	1976 年	平成 19 年	2007 年
昭和 21 年	1946 年	昭和 52 年	1977 年	平成 20 年	2008 年
昭和 22 年	1947 年	昭和 53 年	1978 年	平成 21 年	2009 年
昭和 23 年	1948 年	昭和 54 年	1979 年	平成 22 年	2010 年
昭和 24 年	1949 年	昭和 55 年	1980 年	平成 23 年	2011 年
昭和 25 年	1950 年	昭和 56 年	1981 年	平成 24 年	2012 年
昭和 26 年	1951 年	昭和 57 年	1982 年	平成 25 年	2013 年
昭和 27 年	1952 年	昭和 58 年	1983 年	平成 26 年	2014 年
昭和 28 年	1953 年	昭和 59 年	1984 年	平成 27 年	2015 年
昭和 29 年	1954 年	昭和 60 年	1985 年	平成 28 年	2016 年
昭和 30 年	1955 年	昭和 61 年	1986 年	平成 29 年	2017 年
昭和 31 年	1956 年	昭和 62 年	1987 年	平成 30 年	2018 年
昭和 32 年	1957 年	昭和 63 年	1988 年	平成 31 年 (令和元年)	2019 年
昭和 33 年	1958 年	へいせいがんねん 平成元年	1989 年	令和 2 年	2020 年
昭和 34 年	1959 年	平成 2 年	1990 年	令和 3 年	2021 年
昭和 35 年	1960 年	平成 3 年	1991 年	令和 4 年	2022 年
昭和 36 年	1961 年	平成 4 年	1992 年	令和 5 年	2023 年
昭和 37 年	1962 年	平成 5 年	1993 年	令和 6 年	2024 年
昭和 38 年	1963 年	平成 6 年	1994 年	令和 7 年	2025 年
昭和 39 年	1964 年	平成 7 年	1995 年	令和 8 年	2026 年
昭和 40 年	1965 年	平成 8 年	1996 年	令和 9 年	2027 年

よねざわ
米沢リビングガイド

ねん へいせい ねん がつしよはん はっこう
2010年（平成22年）2月初版発行

ねん へいせい ねん がつかいていだい はんはっこう
2014年（平成26年）3月改訂第1版発行

2020年（令和2年）4月改訂第2版発行

2024年（令和6年）8月改訂第3版発行

はっ こう よねざわしこくさいこうりゆうきょうかい
発行 米沢市国際交流協会

よねざわしかないけ おきたまそうごうぶんか
米沢市金池3-1-14置賜総合文化センター1F

TEL 0238-33-9146

Email yira@omn.ne.jp

URL <https://yira-yonezawa.org/>
